

世田谷区マンション防災共助促進事業申込書

世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱に基づく防災備品の配送等を希望します。

マンション所有者は、団体名(管理組合等)の記載は不要です。
居住者の代表は、団体名がある場合は記載してください。

【1】申込者

団体名(管理組合等)	SETAGAYAマンション管理組合			
	☒ 管理組合	☐ 賃貸マンション所有者	☐ 管理会社	☐ 居住者の代表*
氏 名	マンション 太郎			
住 所	世田谷区世田谷4-21-27			
連 絡 先	電話番号	090-●×●×-●×●×	FAX	03-×●×●-×●×●
	メールアドレス	△■△■@●×●×.〇〇		

*「居住者の代表」とは、都営住宅や区営住宅のように行政がマンションを所有・管理している場合において、代表者が申込みを行うことなどを想定しています。

申込みは棟単位です。
敷地内にマンションが複数棟ある場合は、棟ごとに申請をしてください。

【2】マンションの状況

マンション名称(棟別)	SETAGAYAマンション A棟			
マンション住所	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 A棟			
住戸数	50 戸	階数	7 階	複合施設 ☐ 無 ☒ 有 (☒ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他)
☒ 分譲マンション	☐ 賃貸マンション	☐ 社宅	☐ 公営住宅	☐ その他 ()

連絡先窓口(担当者)をマンション管理会社の担当者とすることも可能です。

【3】連絡先窓口(担当者)

担当者氏名	世田谷 花子	電話番号	090-×〇×〇-×〇×〇
メールアドレス	●×●×@△■△■.〇〇		

※防災備品の納品時に、製品に関する注意事項等の説明があるため、連絡先窓口の方はお立会いをお願いいたします。

【4】納品関係

住 所	〒 154-8504	世田谷区世田谷4-21-27 A棟
納品希望日	令和 7 年 9 月 5 日	

※納品希望日は、発注、配送業者等の調整期間を踏まえ申込日を基準日とし、2か月後から3か月(90日)以内の日付としてください。年末年始(令和7年12月29日~令和8年1月3日)を除く。

納品希望時間帯	☒ 午前(9時から12時まで)	☐ 午後(12時から18時まで)
---------	---	---

※納品希望日の前日から当日朝までに連絡先窓口(担当者)宛てに納品確認のための連絡をいたします。その際、納品の目安時間をお伝えいたします。

エレベーターチェアは、スリムタイプかスタンダードタイプのいずれかにチェックを入れてください。

【5】防災備品の選択

グループ①	グループ②	グループ③
☒ ポータブル蓄電池(中型)ソーラーパネル付き	☐ ポータブル蓄電池(小型)ソーラーパネル付き	☒ キャリーカート
☐ 軽量電動階段台車	☒ エレベーターチェア	
	☐ スリムタイプ ☒ スタンダードタイプ	

※上記①~③の各グループから一つずつ防災備品を選択してください。設置する場所がない等の理由により不要な場合は選択しなくてもできます。

保管場所は、防災備品ごとに記載してください。

【6】防災備品の保管場所及び点検(訓練)予定

保管場所	ポータブル蓄電池及びキャリーカート(1階防災倉庫)、エレベーターチェア(エレベーター1号機内)	
点検実施予定月	9 月	点検(訓練)方法 防災訓練において、各防災備品の取扱訓練と点検を行う。

※申込みは表面の内容もご確認ください。

記入例

裏面にも申込書(団体名)及びマンション名称を必ずご記入ください。

申込者(団体名) SETAGAYAマンション管理組合

マンション名称 SETAGAYAマンションA棟

以下の遵守事項、確認事項及びアンケートにご回答ください（□に✓を入れてください）。

遵守事項				
①	申込受付後に虚偽の申込みと判明した場合、供与された防災備品は返還します。	☒		
②	防災備品の転売や譲渡はしません。申込みをしたマンションにおいて活用します。	☒		
確認事項				
①	申込みにあたっては、マンション内でよく話し合ってください。 申込みは、マンション1棟につき1回までです。重複した申込みがないように注意してください。	☒		
②	申込みは棟単位です。建築確認申請図書等で棟数を確認し、棟ごとに申込みをしてください。	☒		
③	廃番、製造中止等のやむを得ない事由により納品ができなくなった場合は、代替品（同等品以上）が納品されます。	☒		
④	納品時は「連絡先窓口(担当者)」等が必ず立ち会い、納品業者から防災備品の取り扱いの説明を受けてください。	☒		
⑤	納品時の初期不良以外の故障等に対し、区では修理対応、その他修理費用の補償等はいたしません。	☒		
⑥	納品時、納品業者が「防災備品の保管場所」に防災備品が納品された状況写真を撮影します。	☒		
⑦	納品後は、申込者の責任により定期的な点検等を行い、災害発生時に有効に活用できる状態を保持してください。	☒		
⑧	破損等により廃棄する場合は、申込者の負担により廃棄してください。	☒		
⑨	予算が上限に達した場合は、受付を終了します。	☒		
⑩	本事業で区が知り得た情報（申込内容、アンケート結果等）は、「防災区民組織」に関する案内を含む、マンションにおける在宅避難の推進、マンション居住者の防災意識向上、共助促進を目的とした事業に活用する場合があります。※区から「連絡先窓口(担当者)」宛にご連絡することがあります。	☒		
⑪	その他、世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱を遵守してください。	☒		
⑫	【エレベーターチェアを申込された方のみご回答ください】 エレベーターチェアの規格（高さ等）、エレベーターかご内の状況（手すり、スペース等）を確認し、エレベーターチェアを設置することに支障がないことを確認してください。※スリムタイプ（高515mm 幅350mm 奥行282mm）、スタンダードタイプ（高450mm 幅500mm 奥行410mm）	☒		
アンケート ※今後の在宅避難推進事業の参考とさせていただきます。				
①	マンション内で、防災訓練や防災について話し合いをしたことがありますか。	☒	はい	☐ いいえ
②	マンションとして災害時に必要な食料、水等の備蓄をしていますか。	☒	はい	☐ いいえ
③	マンション内に防災組織がありますか。	☐	はい	☐ いいえ
		☒	検討中又は今後考えたい	
④	世田谷区では、震災時に自らの命を守り助け合おうと住民同士で自主的に結成した「防災区民組織」を支援していますが、この「防災区民組織」を知っていますか。	☐	はい	☒ いいえ
⑤	④の質問にある「防災区民組織」について、「活動奨励金の交付制度」や「防災資機材の整備助成制度」があることを知っていますか。	☐	はい	☒ いいえ

※申込みにあたっては、区ホームページに掲載されている「世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱」、「よくある質問」等をあわせてご確認ください。



QRコード(区HP)